

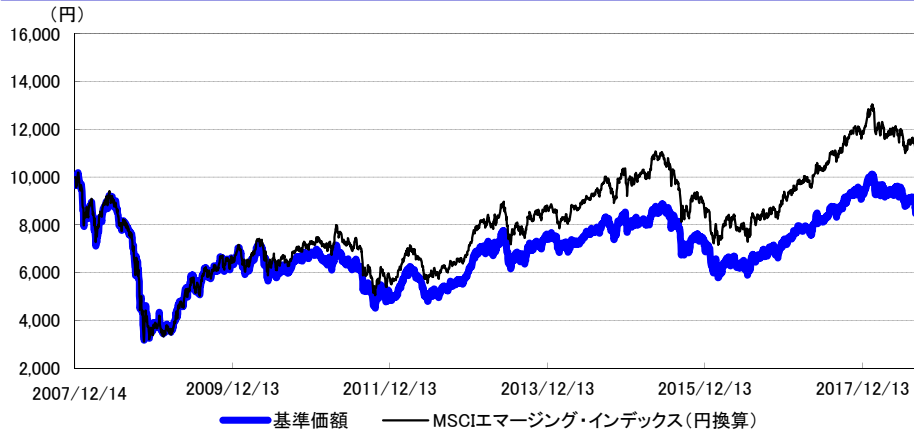
エマーシング株式オープン

追加型投信／海外／株式

基準価額と純資産総額

基準価額 8,751円 純資産総額 31億円

設定来の基準価額



\* 基準価額は、信託報酬控除後のものです。  
 \* 上記のグラフは過去の実績を示したものであり、将来の成果をお約束するものではありません。  
 MSCIエマーシング・インデックス(円換算)は、MSCIエマーシング・インデックス(米ドル建て)(出所:MSCI)の営業日前日の指数を営業日当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により三菱UFJ国際投信株式会社が円換算したうえ、当ファンドの設定時(2007年12月14日)を10,000として指数化したものです。  
 ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

期間別騰落率

	1か月	3か月	6か月	1年	3年	設定来
ファンド	-3.9%	-4.4%	-8.9%	-0.4%	21.3%	-12.5%
ベンチマーク	-2.7%	-1.6%	-8.0%	0.5%	28.2%	12.7%

\* 当ファンドの期間別騰落率は、分配金(課税前)を再投資したものと計算しています。  
 \* 期間別騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

過去3期の課税前分配金実績

決算日	第19期 (2017/6/13)	第20期 (2017/12/13)	第21期 (2018/6/13)	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円

\* 収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。  
 \* 上記分配金はあくまで過去の実績であり、将来の成果をお約束するものではありません。

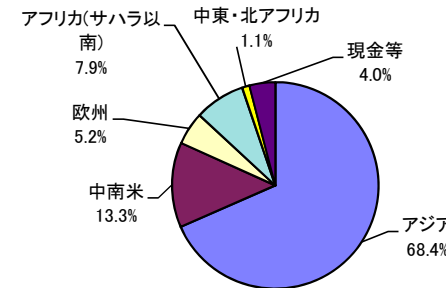
※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

資産構成

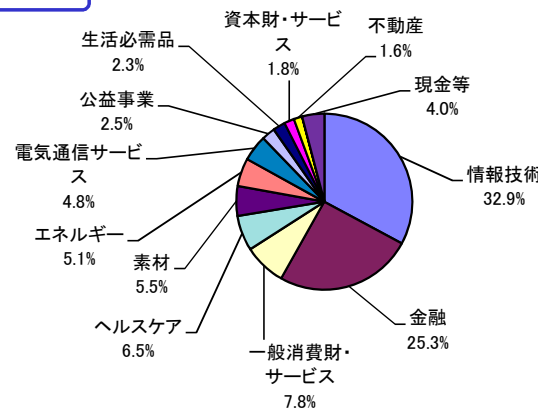
ファンド		マザーファンド	
内訳	純資産比率	内訳	純資産比率
マザーファンド	99.5%	株式 (うち優先株)	78.3% (-)
		預託証書	17.2%
		カバード・ワラント	-
		その他有価証券	0.4%
現金等	0.5%	現金等	4.0%
合計	100.0%	合計	100.0%

\* 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

地域別比率



業種別比率



\* 各国の株式等は、ドル等発行国以外の通貨で取引されるものがあります(預託証書、カバード・ワラント等)。  
 \* 地域別比率及び業種別比率は、マザーファンドの対純資産比率です。  
 \* 業種はウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーがGICS(世界産業分類基準)のセクター分類に準拠して決定したものです。2ページの「GICS(世界産業分類基準)について」をご覧ください。

地域別比率 - 詳細 -

国・地域名	純資産比率
アジア	68.4%
中国・香港	32.5%
韓国	13.0%
インド	10.2%
台湾	10.8%
インドネシア	1.9%
中南米	13.3%
ブラジル	5.4%
メキシコ	3.6%
チリ	0.7%
ペルー	2.1%
アルゼンチン	1.5%
欧州	5.2%
ロシア	1.3%
ポーランド	0.6%
ハンガリー	1.5%
チェコ	1.0%
トルコ	0.8%
中東・北アフリカ	1.1%
アラブ首長国連邦	1.1%
アフリカ(サハラ以南)	7.9%
南アフリカ	7.9%
その他	-
現金等	4.0%
合計	100.0%

## 組入上位10銘柄

(組入銘柄数 85銘柄)

	銘柄名	国名	業種	証券種別	純資産 比率	銘柄概要
1	サムスン電子	韓国	情報技術	株式	6.5%	世界最大規模の韓国の電子機器・電気製品メーカー。DRAM等に用いられる半導体部品や、パソコン、液晶テレビなどを始めとして民生用から産業用まで幅広く手掛けている。
2	テンセント・ホールディングス	中国	情報技術	株式	5.0%	中国で事業を展開する通信サービス会社。同社が運営するポータルサイト「QQ.com」は、アクセス数で中国国内でトップレベルを維持している。
3	アリババ・グループ・ホールディング	中国	情報技術	預託証券	4.3%	中国の電子商取引大手。「タオバオ」や「Tモール」などの運営や、オンライン決済サービスなどを提供している。
4	CNOOC	中国	エネルギー	株式	3.7%	中国三大国有石油企業のひとつである中国海洋石油総公司の子会社。原油および天然ガスの探索・産出・販売を行う。
5	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	株式	3.2%	業界大手の半導体メーカー。チップウエハーの製造のほか、設計、関連サービスの提供なども幅広く手掛ける。生産されたICは電子機器、自動車、産業機器などに使用される。
6	ナスパース	南アフリカ	一般消費財・サービス	株式	2.8%	南アフリカの大手メディアグループ。南アフリカや中国、ロシア、インド、南米、東欧など新興国を中心に、インターネットサービス、有料テレビ、出版などの事業を展開。
7	台湾セミコンダクター	台湾	情報技術	預託証券	2.8%	業界大手の半導体メーカー。チップウエハーの製造のほか、設計、関連サービスの提供なども幅広く手掛ける。生産されたICは電子機器、自動車、産業機器などに使用される。
8	中国平安保険集団	中国	金融	株式	2.1%	中国を代表する保険会社。保険、銀行、投資のコア・ビジネスなどを、統合的にサービス展開する総合金融グループ。
9	バーラト・ファイナンシャル・インクルージョン	インド	金融	株式	2.1%	インドの大手マイクロファイナンス機関。自営業の女性など低所得層へ小口融資や保険などを提供。
10	中国建設銀行	中国	金融	株式	2.1%	建設とインフラ関連への融資を目的に設立された歴史を持つ商業銀行で、中国四大国有銀行の一つ。個人・法人向けに総合的な幅広い銀行商品およびサービスを提供している。

\* 上記はマザーファンドのデータです。

GICS(世界産業分類基準)について  
Global Industry Classification Standard (“GICS”)は、MSCI Inc.とS&P(Standard & Poor’s)が開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。※上記は上位組入銘柄のプロフィールをご紹介するものであり、個別銘柄の推奨を目的とするものではありません。

## 当月の運用経過と今後の運用方針

## 【市況動向】

8月のエマージング株式市場(米ドル建て)は、米国とトルコの関係悪化懸念からトルコリラが急落したことなどを受けて、新興国からの資金流出懸念が高まったことなどを背景に下落しました。

国別では、中国の株式市場は、米中貿易摩擦への懸念が再燃したことや、中国の景気減速懸念などを背景に下落しました。ブラジルの株式市場は、10月の大統領選挙の先行き不透明感が高まったことなどから下落しました。

## 【運用経過】

8月は、以下の売買等の結果、基準価額は下落しました。

(主な新規取得銘柄)

セメックス(メキシコ、素材)

(主な全部売却銘柄)

ロスネフチ(ロシア、エネルギー)

(主なベンチマーク対比オーバーウエイトとなっている国)

南アフリカ、ペルー

(主なベンチマーク対比アンダーウエイトとなっている国)

マレーシア、タイ

(主なベンチマーク対比オーバーウエイトとなっているセクター)

情報技術、ヘルスケア

(主なベンチマーク対比アンダーウエイトとなっているセクター)

生活必需品、資本財・サービス

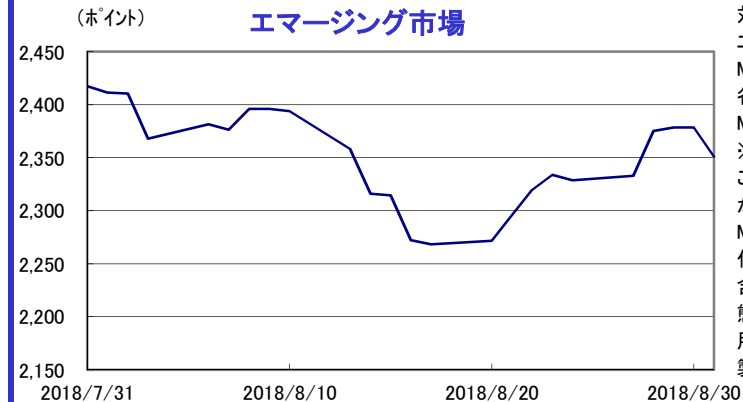
## 【今後の運用方針】

今後も、トップダウン(国、地域、セクターの状況等)およびボトムアップ(個別銘柄、バリュエーション等)の二つのアプローチの融合により、ポートフォリオの構築を行います。

米国などの堅調な経済状況やエマージング諸国における構造改革の進展などの恩恵を受けると考えられる幅広い投資機会に注目しています。

このような状況の中、当ファンドの運用においてはファンダメンタルズが良好で割安と思われる銘柄を選別し組み入れる方針です。

## 当月のエマージング株式市場の動向



対象株価指数は下記のとおりです。

エマージング市場

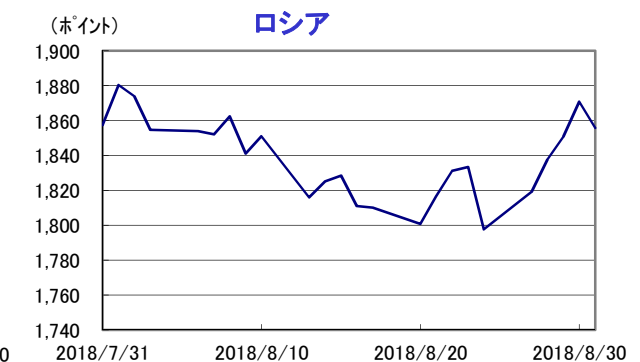
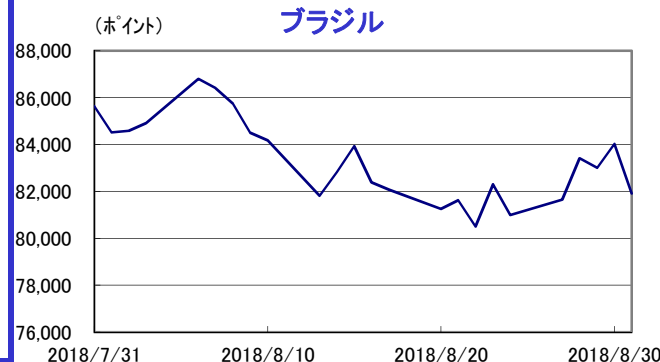
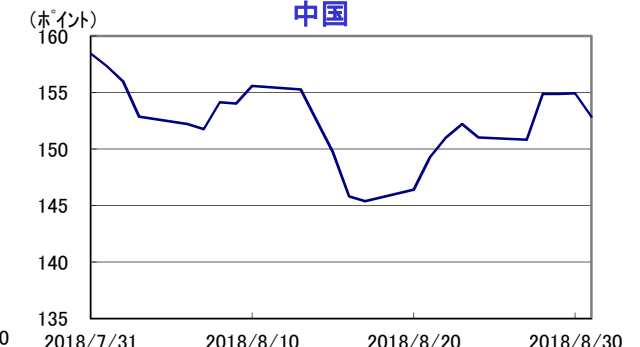
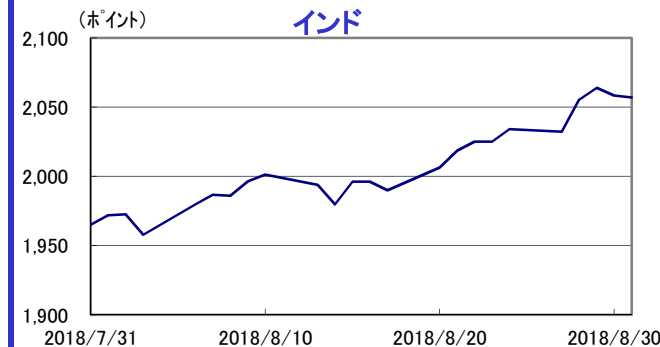
MSCIエマージング・インデックス(米ドル建て)

各国市場

MSCIエマージング・インデックス(現地通貨建て)

※いずれも、税引前配当込み(出所:MSCI)

ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。



※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

## エマージング株式オープン

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### ■ファンドの特色

**特色1 エマージング・カントリー(新興国)\*1の株式等\*2を主要投資対象とします。**

・株式等の組入比率は、原則として高位を保ちます。

\*1【エマージング・カントリー(新興国)】

一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

\*2【株式等】

預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)およびカバード・ワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち株式に係るものをいいます。)等を含みます。当ファンドが投資を行う株式、預託証書、カバード・ワラント等は、米ドル建等の先進国通貨にて発行・取引される場合があります。

**重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。**

**特色2 トップダウンとボトムアップの2つのアプローチを融合し、ポートフォリオを構築します。**

トップダウン・アプローチ\*3 「世界・新興国の経済」 景気動向、金融政策、為替、金利等の分析  
「セクター動向」 グローバルなセクター動向の調査・分析  
ボトムアップ・アプローチ\*4 「個別企業の調査」 ・ファンダメンタルズ分析 ・経営分析  
「バリュエーション分析」

\*3【トップダウン・アプローチ】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組み入れ銘柄を決定していく方法です。

\*4【ボトムアップ・アプローチ】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

・原則として、為替ヘッジは行いません。

・MSCI エマージング・インデックス(円換算)をベンチマークとします。

MSCI エマージング・インデックス(円換算)は、MSCI エマージング・インデックス(米ドル建て)(出所:MSCI)の営業日前日の指数を営業日当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により三菱UFJ国際投信が円換算したうえ、当ファンドの設定時(2007年12月14日)を10,000ポイントとして指数化したものです。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

当該ベンチマークに採用されている以外の新興国の株式等に投資する場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

**特色3 ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図に関する権限を委託します。**

**特色4 年2回決算を行い、収益の分配を行います。**

・毎年6月13日および12月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

#### ■ファンドのしくみ

・ファミリーファンド方式により運用を行います。

＜当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド＞

エマージング株式オープン マザーファンド

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## エマージング株式オープン

## 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
投資信託は預貯金と異なります。  
 ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

株価変動 リスク	株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
為替変動 リスク	当ファンドは、主に米ドル建および新興国の通貨建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信用 リスク	投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
流動性 リスク	有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に新興国の株式は、市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。
カントリー・ リスク	株式等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、株価が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。</li> <li>・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。</li> <li>・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。</li> <li>・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。</li> </ul> この結果、新興国の株式等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■その他の留意点

- ・投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## エマーシング株式オープン

## 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件3億円を超える換金はできません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2027年12月13日まで(2007年12月14日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年6・12月の13日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。

## 課税関係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■ファンドの費用

## お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 <b>上限3.24%(税抜 3.00%)</b> (販売会社が定めます)(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額

## お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率2.0196%(税抜 年率1.8700%)</b> をかけた額
その他の費用・手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

## ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

## ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

&lt;お客さま専用フリーダイヤル&gt; 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称:エマージング株式オープン

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第16号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第99号	○			
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第120号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第127号	○		○	
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○	○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第172号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和証券株式会社(新規販売停止)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○